

令和4年4月1日以降 特許権等の**訂正**や**放棄**の際 **通常実施権者の承諾**が **不要**になります

権利者の皆様

訂正や放棄の手続において通常実施権者の承諾書の提出の負担が軽減されます

通常実施権者の皆様

引き続き承諾を必要としたい場合は権利者とあらかじめ取り決めておくようライセンス契約等の見直しをお願いします



令和4年4月1日以降

通常実施権者の承諾が不要となる手続

- ✓ 訂正審判の請求
- ✓ 特許無効審判又は特許異議の申立ての手続の中で行う訂正の請求
- ✓ 実用新案権の訂正
- ✓ 特許権、実用新案権及び意匠権の放棄



令和4年4月1日以前から
通常実施権者であった者も
承諾が不要に？

▶通常実施権者となった時期に
関わらず、**承諾が不要**となり
ます

いわゆる
独占的通常実施権者は？

▶契約により独占性が与えられ
た独占的通常実施権者は、法
律上は通常実施権者のため**承
諾が不要**となります

専用実施権者や質権者は？

▶引き続き**承諾が必要**です

商標権の放棄は？

▶引き続き、専用使用権者、質権
者及び通常使用権者の**承諾が
必要**です

※特許法等の一部改正(令和3年5月21日法律第42号)により、特許法第97条
第1項、同法第127条、商標法第34条の2及び同法第35条が改正され、令和
4年4月1日に施行されます。

ウェブサイトからの
お問合せも可能です

お問合せ

(訂正審判等について)特許庁審判部審判課審判企画室 電話03-3581-1101 内5854
(放棄について)特許庁総務部総務課制度審議室 電話03-3581-1101 内2118

